

令和2年度第3回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和2年12月8日(火) 午後6時30分～午後7時40分 日野市役所5階 505会議室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学理工学部教授)</p> <p>副会長： 小池 孝範 (学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI)</p> <p>委 員： 亀山 孝一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 糟谷 敏美 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p><b>【次第】</b></p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 令和2年度 工事運用状況について</p> <p>(2) 委託の適用開始に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働報酬下限額について</li> <li>・その他</li> </ul> <p>(3) 指定管理の適用開始に向けて</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p><b>2. 議事</b></p> <p>(1) 令和2年度 工事運用状況について</p>	
事務局	・工事の運用状況について契約状況、台帳提出時期等を説明。
委 員	・了承
<p>(2) 委託の適用開始に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働報酬下限額について</li> </ul>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークの求人情報資料についての説明。</li> <li>・最低賃金を基準にした場合の労働報酬下限額の積算についての考え方の説明。</li> </ul>
委 員	・平成27年以降の最低賃金の上がり幅を見ていると、毎年およそ30円程度上がっているの、コロナの影響がなければ、今年もそのくらいの上がり幅になったのではないかと、これくらいの上がり幅を見ないと、最低賃金と労働報酬下限額が逆転してしまう可能性がある。年度の途中で下限額を上げることは難しいので、最低賃金の上がり幅を見越して設定した方がよいと考える。
委 員	・ハローワークの求人情報の資料から、子育て部門、給食部門、廃棄物部門ともに最低賃金よりも高い賃金で求人が行われていることがわかる。ただし、子育て、給食に関してはパートや短期労働者の場合もっと低い賃金で働いている可

委員	<p>能性があるので注意が必要である。また、労働報酬下限額を設定する際には臨時職員の賃金が労働報酬下限額を下回らないように設定をする必要があるのではないか。計算方法としては、実際の求人における賃金を考慮して、「最低賃金プラス何円」という方法がいいのではないか。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働報酬下限額については、あまり上げ幅を大きくしてしまうと会社の負担になってしまうので、最低賃金に10円、20円くらいのプラスにするか、2月に出る公共工事設計労務単価の上げ幅なども勘案して決めていってもいいのではないか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の会計年度任用職員の初任給の金額を上回る設定は、労働報酬下限額を決定するにあたっては、市として考慮するのか確認しておきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の会計年度任用職員、ハローワークの実際の求人における賃金などを参考にしながら、最終的に翌年の最賃予測プラス<math>\alpha</math>の額を決めていくのが現実的などころではないか。その中で事業者の負担にならないところで決定していくのであろうと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料の中には手当や、退職金等様々なものがあるので、考え方を統一しておかないと、時給換算で何十円から何百円はすぐが変わってしまう。賃金のうち何を対象とするかを明確にしておかないと、労働報酬下限額の比較対象となる本当の労働単価はでてこないのではないか。</li> </ul>
<p>(3) 指定管理の適用開始に向けて</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月現在の指定管理施設の19施設の説明。</li> <li>・適用開始時期についての説明。</li> <li>・19施設全てを対象にするか、それとも選択するかということも含め検討していただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の時に、子育て、給食、廃棄物と決めたのは、生活に直結する業務を選んだので、市民の生活とか公共の福祉にかかわるものを選んだ方がいいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旗印としては、全体を対象とすることを目指すべき。ただし段階として、委託でいえば3業種から始めてみたし、工事でいえば1億円以上のところから始めてみた。指定管理では、生活に直結するという委託と同じ考え方で始めてみるのいいのではないか。ゆくゆくは、公契約、公共サービスで働く人たちの事業環境だったり、賃金状況だったり、労働環境だったりということをよくしたいので全体に広げたいと思う。</li> <li>・もう一つは指定管理としている業務の中で生活に直結すると考えると、事故が起こらないようにということで、例えばプールがある施設はやっぱりしっかりと手当てをしていかなければと思う。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象案件を生活に直結するサービスに絞った場合、令和5年度に適用を開始しても1年間対象がないまま進んでいくということになってしまう。問題点を洗い出すという意味では、対象を絞らず、それ以外のサービスで一度スタートしてみるのもいいのかなと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲を絞り込んで、かつ、金額などの条件を付けるということになるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に金額と対象範囲を両方決めることは、必ずしも必要ではありません。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、児童館とか市民プールとかというところを対象にしていく方向で検討していけばよいと思う。プールでの事故があった自治体が訴訟を起こされたということがある。安全対策とか子育てというところは条例の中で確保していった方がいいのかなと思う。</li> <li>・自転車の駐輪場などは、高齢者の方に委託しているところが多く、他市では高齢者の方が福祉的雇用ということで働いてもらっているので、対象外としているところもある。</li> <li>・委託を対象にするときに、ほかの自治体でも問題になったのが複数年契約で、例えば5年の契約であると、契約開始時に労働報酬下限額を最低賃金プラス30円としても、5年たったら今の状況では最低賃金が下限額を上回ってしまうので、ほかの自治体も頭を抱えてしまっている。指定管理の指定期間は複数年であるため、今後、日野市でも指定管理を対象にしていくのであれば、そこをどうやってクリアしていくかを考えていかなければならないと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約条例というこの制度は、もう何年も前からあるもので、複数年契約の問題点や過去の事例が他の自治体には一定量たまってきていると思われる。他自治体に確認をしていくと答えとかヒントが出てくるのではないかな。年数が積み重なってきている中での他自治体の知恵というものを調べてみていただければと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理の確認なのですが、公募はプロポーザルですか。技術提案と価格を見る形なのか、それとも、予定価格ありきで決めているのかわかりますか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格だけではないと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回に指定管理の公募の条件を簡単に示していただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの業者が指定管理施設を複数請負っていた場合に、そこを分けてしまうと一つの業者で格差が出てしまうのではないかな。複数請負っている業者については、そのあたりの説明をできるようにしておかないといけないのではないかな。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認、検討してご報告します。</li> </ul>